

奈良県立医科大学機関リポジトリ設置要項

(目的)

第1条 法人奈良県立医科大学(以下、「本学」という。)は、本学において作成された学術研究成果等を、電子的かつ永続的に蓄積・保存し、学内外に無償で公開することにより、本学の学術研究・教育活動の発展に寄与するとともに、社会への貢献を果たすことを目的として、奈良県立医科大学機関リポジトリ(以下、「リポジトリ」という。)を置く。

(管理・運用)

第2条 リポジトリは、附属図書館に設置し、学務課医学情報係が保守管理を行う。

第3条 リポジトリの運用に必要な事項は、図書委員会の議を経て附属図書館長が定める。

(附則)

この要項は、平成20年2月28日から施行する。